

臨時教職員「空白の1日」解消

現在の制度		2020年4月からの制度	
夏の一時金 (ボーナス) 2年連続講師をした場合	正規職員の約8割 5ヶ月間の雇用がないため 切り下げ	→	次年度の6月のボーナスが満額支給 (期末・勤勉手当ともに) 大卒2年目で約7万円UP 上限に達している場合、約11万円UP
年休	19日 4/1~3/30の任用で 勤務日が364日の場合	→	20日 4/1~3/31の任用で勤務日が365日の場合 年休が1日増える！
共済組合	加入要件1年以上のため 加入不可	→	病気・災害・出産育児などで支えになる教職員のための共済 加入できる
「3月31日」の扱い (2020年3月31日より改善)	勤務日でない 交通費・給与なし 事故が起こっても補償無し	→	勤務日となる 安心して、勤務できる 新年度の準備や引き継ぎなどもできる



「1年生の小学校入学時に不安を抱えるわが子の側にいてやりたい」「低学年でも夕方、一人で留守番させるときがありとても不安」

育児部分休業を 小学校3年生まで拡大

多くの臨時教職員の方は、2020年3月31日を勤務

大教組は、臨時的任用教職員の「年度末3月31日に業務があるにもかかわらず任用がない状況」について、長年改善を要求してきました。今季、大阪府から府労組連に対し、「2020年4月以降、(略)新たな任期と前の任期との間の空白期間の有無を考慮することなく、業務上必要な期間等で任用を行う」という回答があり、これにより「空白の1日」が解消されることになりました。臨時教職員の賃金及び勤務労働条件が上表のように改善されます。

日とすることにより、4月以降「公立学校共済組合」

への加入が可能となります。

府労組連に対する今季の主な回答

(教職員関係)

夏季ボーナスは条例にもとづき6月28日に支給

2.225月(新規採用職員は30%で0.6675月)、再任用1.175月

*評価制度の給与反映のための原資として、0.03月(再任用0.014月)が全教職員から引かれている

育児部分休業の対象年齢を小学校3年生まで拡大

(2020年4月より)

臨時的任用教職員の「空白の1日」解消

(今年度末から)

臨時的任用教職員の初任給上限廃止(提案)

小・中学校教育職給料表1級を他の給料表との均衡も踏まえ人事委員会に検討を要請

「保育所のお迎えと学童のお迎えが重なる大変な」などの声が寄せられてきた「小学生の子を持つ親の部分休業の拡充」についても制度が改善されました。

昨年末の交渉で、「検討」とされていたのが今季、対象年齢を小学校就学までから「小学校3年生まで」とし、2020年4月から導入する」という回答となったものです。しかしながら、昨年「制度化に向けて検討する」という回答のあった「不妊治療の新たな休暇制度」等については、「検討中」という回答に止まり、今後の運動の継続が必要です。

